主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人馬塲東作、同福井忠孝、同高津幸一の上告理由について

所論の諭旨解雇を解雇権の濫用にあたるとした原審の認定判断は、原判決挙示の 証拠関係に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。 所論引用の判例は、事案を異にし、本件に適切でない。 論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

郎	 喜	塚	大	裁判長裁判官
夫	_	本	栗	裁判官
良	忠	下	木	裁判官
頼	重	本	塚	裁判官
慶	官	野		裁判官